

第51回日本保健物理学会 総会議事録

1. 日時：平成23年6月16日（木）10時00分～12時00分
2. 場所：東京大学本郷キャンパス小柴ホール（東京都文京区）
3. 配布資料：①第51回日本保健物理学会総会討議資料

4. 議事概要
 - (1) 定足数の確認後、議長として杉浦紳之会員(近畿大学)、書記に山西弘城会員(近畿大学)が指名され承認された。
 - (2) 第1号議案から第3号議案までを一括して報告・議論することが、議長から提案され、了承された。金子前会長から、第1号議案の平成22年度事業報告についての概略の説明があり、その後、猪俣前総務担当理事から総会討議資料にそって説明があった。第2号議案の平成22年度会計決算報告について村山前会計担当理事から説明があり、続いて、第3号議案の平成22年会計監査報告について説明があった。この説明は、前理事が2名とも欠席のため、村山前会計担当理事がおこなった。質疑はなかった。
 - (3) 第1、2、3号議案について、拍手により承認された。
 - (4) 第4号議案と第5号議案を一括して報告・議論することが、議長から提案され、了承された。第4号議案の平成23年度事業計画について、理事会及び各委員会の活動内容、広報活動、関連学会との連携など小佐古会長から説明があった。第5号議案の平成23年度収支予算案について、林会計副担当理事から説明があった。
 - (5) 第4、5議案について、以下2件の質疑応答が行われたあと、拍手により承認された。
 - ① 学会の運営について、透明性を高くしてほしいとの意見があった。これに対して、小佐古会長から、次のような回答があった。学会名称の変更や法人化についての意見交換が活発におこなわれて、また、東京、大阪、名古屋において計4回の説明・意見交換会を開いてきたところである。ただ、学会ホームページが委託のものであったために書き換えに時間がかかり運用がスムーズではなかった点は反省点である。また、3月26日に予定していた第5回の「学会の法人化に向けての取り組み説明会」が震災の関係で開催されなかった。今後は、ホームページの運用の改善、情報伝達のためのメーリングリストの活用、議論を活発におこなえるホームページ上の会議室の立ち上げなど取り組んでいくこととしている。
 - ② 放射線防護の安全基準制定がいつごろになるかとの質問があった。これに対して、小佐古会長から、放射線防護標準化委員会での取り組み状況について説明がなされ、重要な概念と防護の原則の下に、安全基準・ガイドラインを順次構築していく旨、回答があった。
 - (6) 第4、5号議案について、拍手により承認された。
 - (7) 第6号議案の日本保健物理学会の一般社団法人への移行について、小佐古会長から説

明があった。また、猪俣総務担当理事から、定款について詳細な説明があった。

- (8) 第6号議案について、以下の質疑がなされた。
- ①特別会員は、今後どのような扱いとなるのかとの質問があった。これに対して、猪俣総務担当理事から、第5条(4)に該当し、第5条2項により社員ではないとの回答があった。
- ②会長（代表理事）の選任方法について、直接選択方式を見直しても良いのかとの意見があった。これに対して、小佐古会長から、多様な意見があることは承知しているが、現在のもも議論の結果定められたものであり、法人化にあたっては、現在あるものを引き継いで移行したい旨説明があった。
- ③名誉会長や相談役を執行部におくことについて反対である旨の意見があった。これを受け、小佐古会長から第32条と第33条を削除するという修正動議があり、これを採決することとした。定款の軽微な文言の修正や条番号の修正等は、理事会に一任することとした。
- (9) 質疑を終了し、採決に移った。初めに、有効出席者数の確認を行った。有効出席者数409、そのうち会長委任が357、議長委任が13、刈谷会員委任が1、甲斐会員委任が1、服部会員委任が1、飯本会員委任が1。議長委任の票については、採決の後に、議場での多数の票に加えることにした。
- (10) 引き続き採決に移った。採決は前述の第32条と第33条の削除という修正動議に対して行われた。挙手による投票をおこなった。結果は、挙手による賛成394で、これに議長委任の13を加え、賛成の合計は407となった。これは重要案件の成立要件である4分の3の306を超えるので、本件は可決された。
- (11) 議長と書記が解任され、全ての議事を終了した。

以上、本議事録が正確であることを証するため、次の通り署名捺印する。

平成23年6月16日

監事 村山 一 穂



監事 二ツ川 章 二





第51回日本保健物理学会 総会討議資料

場所：東京大学本郷キャンパス小柴ホール(東京都文京区)

日時：平成23年6月16日(木) 10時00分～12時00分

〈議事次第〉

議長選出

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 平成22年度事業報告 |
| 第2号議案 | 平成22年度会計決算報告 |
| 第3号議案 | 平成22年度会計監査報告 |
| 第4号議案 | 平成23年度事業計画 |
| 第5号議案 | 平成23年度収支予算案 |
| 第6号議案 | 日本保健物理学会の一般社団法人
への移行について |

第1号議案

平成22年度事業報告

平成22年度においては次の事業を行った。

1-1 定期刊行物の発行

1) 学会誌の発行

学会誌「保健物理」2010年第45巻2、3、4号及び2011年第46巻1号（震災の影響で3カ月遅延）を刊行した。学会誌は和文情報（第1部）、和文論文（第2部）、英文論文等（第3部）の3部構成とし、カラー口絵、情報、話題、若手研究会のページ、原著論文、ノート、解説、レポートのほか、特別記事としてAOCRP-3の会議報告を英文で掲載し、Radiation Protection in the Worldの区分には、国際的な放射線防護に係る最新の動向を集約した記事の掲載を行った。学会誌は会員に配布するとともに、国会図書館などの国内関連機関及び海外の関連機関に寄贈した。

2) ニュースレターの発行及び配信

「NEWS LETTER」No. 58～No. 60を学会ホームページに掲載した。

1-2 学術的会合及び事業

1) 研究発表会

平成22年度の日本保健物理学会研究発表会は、第3回アジア・オセアニア放射線防護会議（AOCRP-3）の開催と合わせて、平成22年5月24日（月）～28日（金）に、タワーホール船堀（東京都）にて開催された。AOCRP-3にはアジア・オセアニア諸国等31カ国、約480名（国内：320名、海外：160名）が参加し、ポスター発表約190演題の発表、14企業（国内：9社、海外：5社）の機器展示があり、それぞれ活発な議論や意見交換が行われた。

2) 企画委員会行事

平成22年度は以下のようにシンポジウム等5回の企画行事を実施した。なお、これらのシンポジウム等を行うにあたっては日本放射線安全管理学会に共催いただき幅広い参加者の確保に努めた。

- ・平成22年9月25日（土）シンポジウム「ICRP レポート “Lung cancer risk from radon and progeny” を考える」を開催した。
- ・平成22年10月25日（月）、26日（火）保物セミナー2010において実行委員会の構成団体として協力し、「保健物理から期待する放射線生物の研究」と題するセッションを企画運営した。
- ・平成23年1月29日（土）（社）愛知県放射線技師会等と合同セミナー「診断放射線のリスクを考える」：名古屋を開催した。

- ・平成 23 年 2 月 15 日（火）勉強会「ICRP2007 年勧告の国内制度等への取り入れの動向」を開催した。
- ・平成 23 年 2 月 19 日（土）日本医学物理士会との共催で「診断放射線のリスクを考える」：東京を開催した。

3) 他学協会等との学会等との共催・協賛・後援

平成 22 年度は、次の行事について共催・協賛・後援を行った。

- (1) 「放射線夏の学校」の共催
- (2) 「環境トロンに関する国際ワークショップ」の後援
- (3) 「第 7 回日本放射線安全管理学会 6 月シンポジウム」の共催
- (4) 「日本放射線安全管理学会第 9 回学術大会」の共催
- (5) 「原子力産業セミナー2012」の協賛
- (6) 「2010 年放射線疫学調査講演会」の後援
- (7) 「第 20 回放射線利用総合シンポジウム」の協賛
- (8) 「第 48 回アイソトープ・放射線研究発表会」の共催、運営委員の派遣
- (9) 「第 5 回放射線防護研究センターシンポジウム」の後援
- (10) 「第 2 期中期計画研究成果報告会」の後援
- (11) 「原子力総合シンポジウム 2011」の共催
- (12) 「第 28 回空気清浄とコンタミネーションコントロール研究大会」の協賛
- (13) 「第 27 回エアロゾル科学・技術研究討論会」の協賛
- (14) 「第 12 回放射線遮蔽国際会議」の共催

4) 他学協会との協力・連携

日本放射線安全管理学会とは、それぞれの会員資格で研究発表会（学術大会）や企画行事に相互に参加できる体制が整い、連携・交流が深められてきている。

第 48 回アイソトープ・放射線研究発表会への運営委員の派遣、日本放射線研究連合（JARR）への委員派遣及び分担金協力、並びに原子力総合シンポジウムへの運営委員の派遣及び分担金協力を行った。

5) その他の活動

(1) 規定類の改定

学生研究優秀賞の設置について「学会賞選考委員会運営規則」、「学会賞選考委員会運営細則」を改定した（4 月 15 日理事会承認）。企画行事への参加費等について「企画行事運営細則」を制定した（12 月 7 日理事会承認）。

(2) 学会賞の選考及び表彰

平成 22 年度の授賞案件（論文賞 1 件（荻野晴之氏他 1 名）に対し、5 月 24 日、第 3 回アジア・オセアニア放射線防護学会に合わせて開催された総会において表彰を行った。

平成 23 年度の学会賞の選考については、学会賞選考委員会（杉浦紳之（委員長、近畿

大)、百瀬琢磨(原子力機構)、服部隆利(電中研)、酒井一夫(放医研)、安岡由美(神戸薬大)、本間俊充(原子力機構)、菅井研自(東電))において、定量的な評価及び専門家による事前の書類審査を取り入れた選考を行い、論文賞2件、奨励賞1件、貢献賞1件、学生研究優秀賞4件を授賞候補として理事会へ報告した。なお、学生研究優秀賞は平成23年度から新設され、大学等教員協議会における選考結果を踏まえ、学会賞選考委員会で授賞候補を選考するものである。

また、選考委員会からの報告を受け、平成23年5月25日の理事会において授賞候補すべてを受賞案件とすることとした。

1-3 総会、理事会及び委員会の開催

1) 第50回総会

平成22年5月24日、タワーホール船堀(東京都江戸川区)において、議長:小佐古敏荘会員(東京大学)及び書記:阿部琢也会員(東京大学)のもとで総会が行われた。第1号議案「平成21年度事業報告」、第2号議案「平成21年度決算報告」、第3号議案「平成21年度会計監査報告」、第4号議案「平成22年度事業計画」の報告、及び第5号議案「平成22年度収支予算案」が提案され、質疑応答の後、拍手により承認された。引き続き、第6号議案「名誉会員の指名」について拍手により承認された。

2) 理事会

平成22年度は5回の理事会(平成22年4月15日、7月9日、9月22日、12月7日、平成23年3月26日)の他、2回の臨時理事会(平成22年9月7日、平成23年1月24日)を開催し、当学会の運営に必要な事項について審議、決定した。また、メーリング理事会を20回開催し、入退会や協賛等の申込み案件の承認審議や理事会審議事項補足案件の審議を行った。理事会議事録は、メーリング理事会を含め会務報告として学会誌に掲載するとともに、概要をニュースレターに掲載した。なお、平成22年度の理事、監事及び参与の氏名(所属)は以下のとおりであった。

会長	金子 正人 (放影協)
副会長、特任(他学会連携、JARR 幹事)	杉浦 紳之 (近畿大学)
総務	猪俣 一朗 (日本原子力技術協会)
会計	村山 一穂 (東芝)
企画(委員長)	百瀬 琢磨 (原子力機構)
企画	太田 勝正 (名古屋大学)
広報、総務補佐	近江 正 (日本原子力発電)
編集(委員長)	服部 隆利 (電力中央研究所)
編集、大学等教員協議会、学友会	安岡 由美 (神戸薬科大学)
国際対応(委員長)、AOARP 幹事	酒井 一夫 (放医研)
標準化(委員長)、AOCR-3 組織委員長	小佐古敏荘 (東京大学)
標準化	鈴木 晃 (東京電力)
監事	林 一成 (三菱重工業)

監事	村上 博幸 (原子力機構)
参与 (H23 大会長)	石田 順一郎 (原子力機構)
参与 (若手研・学友会)	藤原 慶子 (京都大学)
参与 (若手研・学友会)	河野 恭彦 (原子力機構)

3) 常設委員会の活動

(1) 企画委員会

次の委員によって運営した。委員長：百瀬琢磨 (原子力機構)、企画担当理事：太田勝正 (名大)、広報担当理事：近江正 (原電)、幹事：中田陽 (原子力機構)、委員：飯本武志 (東大)、川浦稚代 (名大)、伴信彦 (大分看護科学大)、林克己 (日立製作所)、南一幸 (藤田保健衛生大学)、細田正洋 (放医研)、山崎直 (インターネット Gr：中部電力)、平尾茂一 (若手研：名古屋大学大学院)。

平成 22 年度は 3 回の企画委員会を開催し、企画行事の企画・運営を行った。ニュースレターはインターネットグループが編集実務を担当し、今年度は No. 58～No. 60 の 3 回を発行した。また、企画行事として開催したシンポジウムは、参加者の印象記を NEWSLETTER、学会誌に掲載した。

(2) 編集委員会

次の委員によって運営した。委員長：服部隆利 (電中研)、幹事：佐々木道也 (電中研)、委員：安岡由美 (神戸薬大、担当理事)、横山須美 (藤田衛生大、A パート幹事)、真田哲也 (分析センター、B パート幹事)、中野政尚 (原子力機構、C パート幹事)、三枝 純 (原子力機構、A パート副幹事)、石森 有 (原子力機構、B パート副幹事)、森泉 純 (名大、C パート副幹事)、林 克己 (日立)、小池裕也 (東大)、西浦英明 (2010 年 12 月より松浦正和) (関電)、林 宏二 (東電)、古田悦子 (お茶の水大)、山口一郎 (国立保医科院)、大倉毅史 (2010 年 6 月より吉富 寛) (原子力機構、若手担当)、Sergei Y. Tolmachev (ワシントン州立大、英語担当)。

編集委員会は計 4 回開催した。東日本大震災の影響により、第 46 巻 1 号の発行が約 3 カ月遅れたが、2010 年度の第 45 巻 1～4 号の総ページ数は 394 ページで、ほぼ予算内で刊行を達成した。

学会誌記事の年間総ページ数の変遷

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
頁数	359	344	398	392	284	355	373	429	394

電子ジャーナルによる記事公開に関し、独立行政法人 科学技術振興機構 (JST) が運営する科学技術情報発信・流通システム(J-STAGE)のアーカイブサイト (Journal@rchive) において、創刊号から 2008 年度第 43 巻 4 号までを電子アーカイブ化し、無償公開は完了している。また、2009 年度第 44 巻 1 号から 2010 年度第 45 巻 2 号までについては、J-STAGE サイトから公開を完了。東日本大震災により、その後の公開は遅れているが、最新号まで速やかに公開していく予定。

インパクトファクター (IF) の提供会社に対して、当学会誌が IF を取得するための申請を 2010 年 5 月に行い、直近の 3 誌 (6 月号 : 71p (英語記事 : 4 件)、9 月号約 130p (英語記事 : 5 件)、12 月号約 75p (英語記事 : 3 件)) を対象にして審査を受けていたが、2011 年 2 月、主に被引用数が少ないという理由により申請は却下された。申請後 2 年間は、再申請はできないため、今後、保健物理誌の引用が増えるような良質の論文投稿を、今後も、学会員に広く求めていく必要がある。

企画記事を充実させるため、企画委員会、国際対応委員会、専門委員会等との協力を進めた。特に、近年、放射線防護における議論が益々国際化してきている現状を受け、国内放射線防護の専門家の一層の啓発をはかり、当学会の発展のみならず、各種関連委員会を支える次世代の専門家の育成に繋げるため、第 44 巻 3 号 (9 月号) より新設した **Radiation Protection in the World** のコーナーには、各国の放射線防護に係る規制や研究の動向、ならびに、ICRP、IAEA、UNSCEAR、OECD/NEA、ISO、ICRU などの放射線防護に係る主要な国際機関の定期会合における最新動向を集約した記事を掲載した。

(3) 国際対応委員会

次の委員によって運営した。委員長 : 酒井一夫 (放医研)、副委員長 : 服部隆利 (電中研)、幹事 : 伊知地猛 (電中研)、出納 : 河野恭彦 (原子力機構)、委員 : 赤羽恵一 (放医研)、飯田孝夫 (名大)、伊藤公雄 (原子力機構)、加藤智子 (原子力機構)、佐藤暢秀 (東京電力)、竹安正則 (原子力機構)、津田修一 (原子力機構)。

国際放射線防護委員会 (ICRP) をはじめとする国際組織・機関や国際放射線防護学会 (IRPA)、アジア・オセアニア放射線防護学会 (AOARP) などの国際学会、並びに中国および韓国放射線防護関連学会との連携を柱として活動を進めた。

①ICRP 対応

企画委員会に協力し、日本保健物理学会討論会「ICRP レポート "Lung cancer risk from radon and progeny" を考える」を開催し、同討論会における議論を踏まえて学会としてのコメントを作成し、ICRP ウェブページにアップロードした。また、「非がん影響」に関する報告書ドラフトについても同様の討論会を企画したが、東日本大震災のため中止となった。

②IRPA 対応

IRPA からの連絡の周知について、企画委員会、インターネットグループ、総務理事の協力を得て、IRPA からの情報を速やかにメーリングリストにて発信しホームページに掲載して、会員に周知する仕組みを構築した。また、IRPA 憲章の改訂について、IRPA 理事会からの要請に応じ、憲章の改訂に協力した。

③AOARP 対応

第 3 回アジア・オセアニア放射線防護会議 (AOCRP-3) の開催に協力した。また、AOARP 憲章の改訂に協力した。

④韓国放射線防護学会 (KARP) 対応

同学会秋季年会に合わせて開催された、Radiation Protection Safety Culture (放射線防護の安全文化) に関するワークショップおよび、Radiation Source Security に関す

るシンポジウムに保健物理学会より派遣する候補者を推薦した。

活動の詳細については「項目 1-4 国際協力」を合わせて参照願いたい。

(4) 放射線防護標準化委員会

次の委員によって運営した。委員長：小佐古敏荘（東大）、副委員長：金子正人（放影協）、杉浦紳之（近大）、山本英明（原子力機構）、幹事：飯本武志（東大）、鈴木 晃（東電）、服部隆利（電中研）、近江 正（原電）、山本正史（原環セ）、委員：橋本 周（原子力安全委員会）、猪俣一朗（原技協）、三浦太一（高エ研）、中居邦浩（日揮）、飯塚光由（東芝）、渡辺 想（三菱重工）、清水 久（富士電機）、二ツ川章二（RI 協会）、白木洋也（原燃）、河田陽介（三マテ）、齋藤茂幸（JNES）、山澤弘実（名大）、保田浩志（放医研）、伊藤公雄（原子力機構）、坂本幸夫（原子力機構）、木村英雄（原子力機構）、山西弘城（核融研）、山田基幸（関電）、林 克己（日立）、吉田昌弘（原安技）。

委員会：2 回、幹事会：3 回を開催した。表面汚染に関する防護のガイドラインを策定した。また、「放射性廃棄物の管理」、「職業人の公衆の安全」に関する安全規準・ガイドラインの制定に向けた検討を行うとともに、「放射線防護の重要な概念」の解説書の改訂作業を進めた。

4) 専門研究会等の活動

(1) ラドンの防護規準に関する専門研究会

全体会合は平成 22 年 8 月に東京大学において行った。また、コアメンバーによる打ち合わせを平成 22 年 12 月に放医研において行った。全体会合では過去のラドン関連の専門研究会の報告書を中心としたレビューを行い、現在までに得られている情報を整理した。また、報告書の構成を検討したとともに各委員の担当を決定した。その後、メールを中心として報告書の進捗状況の確認を行っている。現在は報告書の作成を進めている。成果報告は、10 月に開催される日本保健物理学会研究発表会内で実施する予定である。

本専門研究会の研究会員等は、次のとおりである。飯田孝夫（元名大：主査）、飯本武志（東大）、石川徹夫（放医研）、石森有（JAEA）、五代儀貴（環境科研）、笠井篤（元原研）、北口博司（日立）、黒澤龍平（元早大）、真田哲也（分析セ）、下道国（元藤田保健大）、反町篤行（放医研）、田阪茂樹（岐大）、床次眞司（弘前大）、橋本周（JAEA）、安岡由美（神戸薬大）、山崎敬三（京大）、山西弘城（核融合研）、柚木彰（産総研）、吉永信治（放医研）、米原英典（放医研）、岩岡和輝（放医研）、土居主尚（放医研）、細田正洋（弘前大：幹事）。

(2) 放射線教育の推進支援に関する専門研究会

30 年振りに放射線教育が再開される内容が盛り込まれた中学校の理科の新指導要領の適用（平成 24 年度から本格実施）に向けて、平成 21 年度、22 年度の 2 年間、「放射線教育の推進支援に関する専門研究会」の活動として、全国を北海道から九州まで 7 ブロックに分割し各地の活動実績調査を進めてきた。その結果、全国各地で、その地域に沿った活動を行っている有志が多数いることが判明した。また、各地では、一部の中学校の先生方の活動も具体化している実態にある。

本調査結果は、中学校の先生が授業を進めるため、先生方が習得できる要素に配慮した形で整理し、報告書を作成する。

本専門研究会の研究会員等は次のとおりである。宮川俊晴（日本原燃：幹事）、飯田敏行（阪大）、飯本武志（東大）、井上浩義（慶応大学）、太田雅壽（新潟大）、大野和子（京都医療科学大学）、小田啓二（神大）、織田沢正典（東電）、甲斐倫明（大分県立看護科学大学）、篠原邦彦（JAEA）、中村麻利子（鳥取大学）、西村健（関原懇）、馬場護（東北大名誉教授）、濱田栄作（八戸高専）、福德康雄（鹿児島大学）、藤本登（長崎大学）、古田雅一（大阪府立大学）、堀口哲男（近大）、前多信博（福井高専）、松沢孝男（茨城工業高専）、松田尚樹（長崎大学）、百島則幸（九州大学）、横山明彦（金沢大）

(3) 放射線安全の新しいパラダイム検討専門研究会

前委員会「放射線安全の新しいパラダイム検討専門研究会」において得られた委員の共通認識（「放射線リスクの正しい社会的受容のための自然・医療用および医療以外の人工放射線の三分野の防護体系の整合性ならびに放射線とそれ以外のリスクの整合性の確立が重要であり、新しいパラダイムの方向性である。」）を基に、将来に向けて今後の新しい放射線安全のパラダイムやそれに基づく原則に議論を展開するための足がかりとして、一連の実情調査の中で中心的な話題となった「世界的な大きな動向」について詳細なレビューを行いつつ、研究会設置一期目としてのまとめを行った。

本専門研究会の研究会員等は次のとおりである。小佐古敏荘（東大：主査）、稲瀬澄男（四電）、岩井敏（三菱総研）、金子正人（放影協）、齋藤実（東北電）、鈴木良男（東電）、中居邦浩（日揮）、服部隆利（電中研）、二ツ川章二（RI 協会）、宮崎振一郎（関電）、山本英明（原子力機構）、吉澤道夫（原子力機構）、米原英典（放医研）、我妻真（原燃）、阿部琢也（東大：幹事、出納）（平成 22 年度まで）、荻野晴之（電中研：幹事、出納（平成 23 年度から））、中田陽（原子力機構：企画担当委員）

(4) インターネットグループ活動

インターネットグループは、①学会ホームページ（HP）の管理、②学会メーリングリスト（ML）の管理、③ニュースレター（NL）の発行、の活動を行っている。各項目の主な活動内容を以下に示す。

- ①HP 管理：保健物理関連の講演会などのお知らせ、各種専門研究会や委員会の報告書、企画行事の要旨集などの情報が得られ次第随時掲載した。
- ②ML 管理：ML 加入希望者、脱退希望者に対し、加入、脱退の手続きを随時行った。会員相互の情報交換のよりよい形と費用を考慮し、現状の ML 方式はやめることとした。現在、検討中であるが、今後は、学会からの一斉メール周知と会員専用掲示板による意見交換の場の設定を行っていく予定である。
- ③NL の発行：平成 22 年度は、No. 58～60 の 3 号を発行した（震災のため 61 号の発行ができなかった）。NL は学会 HP に掲載し、ML でニュースレター発行のお知らせを行った。

平成 22 年度のインターネットグループの活動メンバーは次のとおりである。

ML 班：山崎 直（原子力機構：主査）、HP 班：中野政尚、吉富寛、中川貴博、大倉毅史（原子力機構）、NL 班：鈴木敦雄（静岡県）、平尾茂一（名古屋大 D）

5) そのほかの委員会等の活動

(1) 若手研究会

若手研究会（平成 23 年 3 月 31 日現在、45 名）は、35 歳以下の学会員により、放射線防護及びその関連の研究・業務に携わる会員相互の交流促進と研鑽等を目的として運営されている。

平成 22 年度は、OECD/NEA EGIR 東京サテライト会合への参画（4 月）、AOCRP-3 におけるポスター発表（5 月）、女性アンケートの実施（5 月）、科学技術カフェへの参画（8 月）、日本原子力学会誌 ATOMOΣ への掲載（8 月）ICRP ドラフトレポートへのコメント発信（9 月）、若手勉強会の開催（10 月、2 月）、学生発表会における若手研究会セッションの開催（12 月）、日本放射線安全管理学会学術大会におけるポスター発表（12 月）、若手セミナーの開催（1 月、2 月）、FB News2 月号への掲載（2 月）、学会賞の推薦（2 月）、学会誌「若手研究会のページ」の連載（年 4 回）、若手研究会ホームページ運営、メーリングリストを通じた意見交換等を行った。

平成 22 年度の若手研究会の活動メンバーは、次のとおりである。主査：小池裕也（東京大学）、幹事：荻野晴之（電力中央研究所）、河野恭彦（日本原子力研究開発機構）、理事会参与：河野恭彦（日本原子力研究開発機構）、藤原慶子（京都大学）、企画委員会：細田正洋（放射線医学総合研究所）（4 月から 9 月）、平尾茂一（名古屋大学）（10 月から）、編集委員会：吉富寛（日本原子力研究開発機構）、国際対応委員会：河野恭彦（日本原子力研究開発機構）、放射線防護標準化委員会：西藤文博（日本原子力研究開発機構）

(2) 大学等教員協議会

大学間で教育、担当教員及び設備に関する情報を共有する目的で、日本保健物理学会の中に大学等教員協議会を平成 17 年に設置した。大学等教員協議会の設立趣旨は、放射線防護関連の研究室の研究内容、教員構成等の情報を共有化し、研究活動の活性化と若い人へのポストの情報提供及び社会人ドクターの受け皿の役割を果たすことである。

平成 22 年度は、研究発表会や学会誌で把握しにくい大学等での研究・教育活動の概況を学会全体に広く伝える目的で、協議会参加教員の情報提供により卒業論文、修士論文及び博士論文の情報を学会誌に掲載した。さらに、この度新設された学生優秀研究賞の募集を行い、学会賞選考委員会に候補者を推薦した。

(3) 学友会

学友会は、様々な大学や研究分野の学生同士が連携することはもとより、最先端で活躍する研究者とコミュニケーションをとり就職情報・進学情報の共有、また大学・研究機関・企業に学生の情報を提供することを目的とし、平成 17 年 11 月に発足した学生会員の組織である。平成 23 年 4 月現在で学部 3 年生から博士課程 3 年生まで約 40 名である。

平成 22 年度は、6 月の AOCRP-3 で学生セッションの開催、ポスター発表、学生スタッフとして会議の運営にも参加し、この貴重な経験を今後活かしていきたい。9 月に合宿を開催し、12 月に第 4 回学生発表会を名古屋大学東山キャンパスにて開催した。合宿の様子や学生発表会の予稿集を学会ホームページの学友会のページに掲載している。また活動内容は、ニューズレターや学会誌の「話題」や「若手研のページ」にも掲載している。

1-4 国際協力

1) ICRP(国際放射線防護委員会)対応

ICRP 報告書ドラフト"Lung cancer risk from radon and progeny"に対して学会としてのコメントを作成し、ICRP ウェブページにアップロードした。

2) IRPA(国際放射線防護学会)対応

IRPA 憲章修正案に対してコメントを送付し、改訂作業に協力した。主な変更点は、理事会メンバーの立候補手続きの改善、途上国の若手研究者援助のための委員会の設置および「国際会議」および「地域会議」に関する規定の憲章の中での明文化である。

3) AOARP (アジア・オセアニア放射線防護学会) 対応

(1) 第 3 回アジア・オセアニア放射線防護会議 (AOCRP-3) 対応

AOCRP-3 (2010 年 5 月、東京) は、日本保健物理学会が IRPA および AOARP と共同で主催する IRPA 地域会合と位置付けられている。日本保健物理学会では、AOCRP-3 実行委員会と連携をとりつつ関連セッションの企画および運営に協力し、同学会の成功に貢献した。

(2) AOARP 憲章改訂への協力

AOARP 憲章改訂作業に協力した。本改訂により、President の選出方法、AOARP の運営方法等が明文化された。

(3) AOARP President の選出

改訂憲章に基づき、日本保健物理学会より推薦した小佐古敏荘会員が AOARP 第 3 代 President に選出された。

4) アジア地域関連学会との連携

韓国放射線防護学会 (KARP) の秋季年会に合わせて開催された、Radiation Protection Safety Culture (放射線防護の安全文化) に関するワークショップ (24 日) および、Radiation Source Security に関するシンポジウムにそれぞれ 1 名の会員を派遣した。

1-5 その他

1) 法人化に関する検討

平成 22 年度においては、前年度に引き続き法人化WGを 6 回開催し、非営利型一般社団法人への移行に向け定款案等の検討を実施し理事会に報告した。

法人化WGでの検討を踏まえ、第3回理事会（平成22年9月22日）で定款案をまとめホームページに掲載すると共に、「学会の法人化に向けての取り組み説明会」を4回実施した。これらの配布資料、議事録については学会ホームページに「法人化関連資料」として掲示した。

平成22年9月25日：東京大学工学部11号館講堂

平成22年10月26日：大阪科学技術センター中小ホール

平成23年1月29日：名古屋第二赤十字病院研修ホール

平成23年2月15日：東京工学部11号館講堂

（平成23年3月26日にも企画したが、東日本大震災の影響により中止となった。）

また、学会ホームページに「法人化Webページ」を開設し、法人化に関する会員意見を聴取し、理事会として回答を学会ホームページに掲載した。

更に意見の多かった学会名称については、「学会名称アンケート」を行い、会員の意見を集約した。

「一般社団法人 日本放射線防護学会」が良い・・・160名（50%）

「一般社団法人 日本保健物理学会」が良い・・・154名（48%）

その他（「日本放射線学会」、「日本放射能学会」）・・・6名（2%）

以上の結果を踏まえ、第5回理事会（平成23年3月26日）において、学会名称については「一般社団法人 日本保健物理学会」として第51回総会に提案することを、平成23年度理事会に引き継ぐこととした。

2) 広報活動

前年度に引き続き学会のホームページ充実などインターネット活用の推進や学会活動の情報発信の活動を行った。

特にホームページ及び会員メールを通じた総会案内及び出欠委任手続きのweb化に移行し事務手続き・経費削減を図った。学会法人化に向けての会員からの意見集約および理事会からの回答掲載もwebを利用して情報公開に努めた。

3) 日本放射線研究連合（JARR）活動

ICRR2015（2015年5月23-29日、京都、大会長：平岡真寛・京大）の成功裏の開催に向けて、実行委員会の体制が整備され、当学会もJARRのメンバーとしての協力を続けた。

4) 財政状況

平成22年度の会費収入は、正会員・賛助会員の減少により60万円の減少となった。また、広告収入ほかの事業収入でも予算額を50万円ほど下回り、収入の合計では予算に対して約107万円の減少となった。

支出については、東日本大震災の影響で研究発表会が10月に延期されたため、その費用100万円が繰越しとなった。また、専門研究会費に100万円を予算計上したが、実績は10万円の支出であった。前年度同様、委員会費の大部分を占める交通費に、出発地毎の標

準額を設定することにより支出の抑制を図った。更に、委員会の頻度及び出席者を必要最低限に抑えることにより、理事会費と委員会費で約 150 万円の削減となった。

この結果、支出実績については予算額を約 380 万円低減することができた。

5) 会員名簿の作成・発刊

会員名簿については、平成 14 年を持って中断していたが、第 50 回総会で作成・発刊の承認を受けたことから、9 月に全会員に調査票を発送し、その回答に基づき会員名簿を作成した。なおボランティアによる確認、編集作業及び東日本大震災による学会誌発送作業の遅れから、発刊・発送が遅れている。

6) 学会創立 50 周年記念事業

平成 23 年度は学会創立 50 周年を迎えることから、第 44 回研究発表会（開催予定地：茨城県東海村近郊）における記念講演など記念事業を実施すべく準備したが、東日本大震災の影響で、研究発表会が平成 23 年 10 月に延期となった。このため、当初計画した海外招聘者等による記念講演等は断念せざるを得ず、平成 23 年度理事会にて記念事業の内容の見直しを引き継ぐこととした。

1-6 会員の異動状況

平成 22 年度の会員異動の状況は次のとおりである。

種 別	21 年度末	入会(変更)	退会(変更)	除 名	22 年度末
名誉会員	6	1	1 (逝去)	0	6
特別会員	42	1	2 (逝去)	0	41
正会員	874	16	38	0	852
正学生会員	16	9	1	0	24
準学生会員	97	10	4	0	103
賛助会員	59 (99 口)	0	2	0	57 (97 口)
団体会員	44	1	4	0	41

第2号議案

日本保健物理学会 平成22年度会計決算報告

(平成22年4月1日 ~ 平成23年3月31日)

【収入の部】

(単位：円)

勘定科目	平成22年度予算	平成22年度決算	摘要
会費収入	11,272,000	10,657,000	
正会員	5,572,000	5,201,000	
学生会員	40,000	50,000	
賛助会員	5,100,000	4,800,000	
団体会員	480,000	490,000	
特別会員(購読料)	80,000	116,000	
事業収入	2,840,000	2,318,993	
行事収入	1,240,000	1,137,000	
研究発表会収入	1,000,000	1,000,000	
企画行事収入	240,000	137,000	
資料等頒布収入	400,000	210,217	バックNo等、別刷、印税
広告収入	1,200,000	971,776	
利子収入	1,000	25,005	
基金利子	1,000	11,500	
雑収入	0	35,392	
保健物理研究助成金取崩金	2,640,000	2,640,000	
小計	16,754,000	15,687,890	
前年度繰越金	2,949,143	2,949,143	
合計	19,703,143	18,637,033	

【支出の部】

勘定科目	平成22年度予算	平成22年度決算	摘要
事業費	10,813,000	8,079,917	
刊行費	7,950,000	7,419,443	
学会誌	7,950,000	7,015,613	
その他	0	403,830	J-STAGE登録料
行事費	2,432,000	500,474	
研究発表会費	1,000,000	0	震災により10月に延期
企画行事費	432,000	405,186	
専門研究会費	1,000,000	95,288	
IRPA費	270,000	0	次年度へ繰越し
JARR費	50,000	50,000	
分担金	110,000	110,000	保物セミナー、原子力総合シナジウム
基金利子積立金	1,000	0	
事務費	8,890,143	6,728,919	
事務委託費	2,300,000	2,300,000	会員・会計・庶務業務
AOARP活動費	210,000	104,850	国際交流プログラム
インターネット管理費	50,000	10,500	
理事会費	1,610,320	1,378,538	旅費・会議費・含法人化検討
委員会費	3,301,810	2,287,710	旅費・会議費
企画	446,200	305,250	
編集	666,390	501,530	
国際対応	168,780	21,060	
放射線防護標準化	654,750	189,860	
学会賞選考	84,390	0	
若手研究会	194,000	182,710	
学友会	87,300	87,300	
学友会AOCR-3補助	1,000,000	1,000,000	
事務経費	826,000	491,108	
選挙経費	380,800	156,213	
予備費	211,213	0	
雑損失	0	0	
小計	19,703,143	14,808,836	
次年度繰越金	0	3,828,197	
合計	19,703,143	18,637,033	

貸借対照表

日本保健物理学会

平成23年3月31日現在

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産		流動負債	
現金	19,689	未払金	1,585,669
普通預金	7,535,465	前受金	28,000
未収金	193,610	前受金	4,000
前払費用	1,000,000	固定負債	
		IRPA海外連絡積立金	1,311,280
		基金利子積立金	59,149
		保健物理研究助成金	0
		基金	
固定資産		黒川・桂山基金	2,027,318
定期預金	10,099,669	基本財産	
		法人化準備積立金	10,004,820
		次年度繰越金	3,828,197
		【前年度繰越金】	2,949,143
		【本年度剰余金】	879,054
合計	18,848,433	合計	18,848,433

財産目録

【資産の部】

平成23年3月31日現在

勘定科目	摘要	金額
流動資産		
現金	学会事務局管理分	19,689
普通預金	中央三井信託銀行 本店	5,732,626
	三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店	1,721,067
	郵便振替口座	81,772
未収金	若手研究会・専門研究会(ドゥン防護) 仮払金清算分	193,610
前払費用	第44回研究発表会援助金	1,000,000
固定資産		
定期預金	中央三井信託銀行 本店	0
	三菱東京UFJ銀行 春日町支店	10,099,669
合計		18,848,433

【負債の部】

勘定科目	摘要	金額
流動負債		
未払金	法人化対策支援業務費用他	1,585,669
前受金	3名分	28,000
前受金	1名分	4,000
固定負債		
積立金	IRPA海外連絡積立金	1,311,280
	基金利子積立金	59,149
	保健物理研究助成金	0
合計		2,988,098
正味財産		15,860,335

第3号議案

平成22年度会計監査報告

監査報告書


日本保健物理学会


会長 小佐古 敏荘 殿

私共は、日本保健物理学会の平成22年度収支計算書、貸借対照表および財産目録について、本年5月31日に監査を行った。

監査の結果、上記の計算書は当会定款に従い、日本保健物理学会平成23年3月31日現在の財産の状態および同日をもって終了する事業年度の収支の状況を正しく示しているものと認める。

平成23年5月31日

監事 村上博幸 

監事 林一成 

第4号議案

平成23年度事業計画

本学会の目的である保健物理に関する学術及び技術の開発を促進し、その成果を社会並びに実務に還元させるため、平成23年度においては、以下の活動方針の下に事業を行う。

特に、2011年3月11日の地震、津波の後の福島第一原子力発電所の事故は、原子力・放射線の世界では忘れることのできない出来事となり、周辺環境への放射能放出、住民避難、放射性雲、放射性降下物、海洋放出、空間線量、内部被ばく、飲料水、牛乳、食品への影響等など保健物理、放射線防護・安全の知識、知恵が求められている。

本学会は、関連情報の自由な意見交換を通じて、事故の実態解明に努力し、それらの結果を、学会の企画するシンポジウム、専門委員会、年次大会、学会誌、などを通じて公表していきたい。

- (1) 学会の一般社団法人化による学問的、社会的地位の強化
- (2) 学会の財政基盤の強化
- (3) 学会の事務局機能の強化
- (4) 企画活動の活性化、
- (5) 研究会活動の強化
- (6) 学会からの情報発信力の強化
- (7) 受託研究、講習会等の事業展開(社団法人化でこれらが可能、学会の活動範囲の拡張、財政基盤の強化も可能)
- (8) 国際化の強化(現在の、日中韓の枠組み以外に、AOARP、IRPA、日米などの海外連携を強化する)
- (9) 標準化委員会の展開
- (10) 若手、学友会の活動鼓舞
- (11) 関連学会との連携強化
- (12) 学会誌のさらなる充実

より具体的には、

- (1) 第51回総会での承認を受け、準備が整い次第、非営利型一般社団法人日本保健物理学会を設立し、現任意団体から移行する。
- (2) 法人化に伴い可能となる受託研究、講習会等について企画し学会の活動範囲の拡張、財政基盤の強化を図る。また、前年度より復活した会員名簿を活用し、事務局にて会員動向を的確に把握し、会費の徴収等を確実に実施する。
- (3) 事務局には理事会に常時参加してもらい、学会全体活動を把握するとともに、会員動向の的確な把握等を行い、事務局が本来果たすべき機能を十分に発揮してもらおう。
- (4) 企画委員会においては、企画行事として、1~2回のシンポジウムを開催する他、福島原子力災害に関連した企画を適宜実施する。また、専門研究会行事として開催されるシンポジウムを支援する。今年度の専門研究会の設置については、以下の研究

会を継続する。

- ・ 放射線安全パラダイム検討のための基盤整備専門研究会（継続）

なお、新規の専門研究会として 2 件の提案があり、これについて企画委員会にて検討中。また、必要に応じて年度途中からでも発足させる方針で継続募集する。他に、「NEWS LETTER」の発行、専門研究会報告書等の刊行（随時）を行う。

- (5) 編集委員会においては、学会誌「保健物理」を年 4 回刊行するほか、内容の充実に向けた努力を行う。具体的には、研究発表会等での優れた発表に対して投稿を呼びかけるなど、優れた論文原稿の収集に努める。また、今後のインパクトファクターの申請に向けて、英文論文の拡充とともに、記述方式の国際標準化を促進する。国際対応委員会と連携してアジア各国からの投稿を促進する。さらに、電子メール等を活用したより効率的な編集活動を行い、経費削減に努める。
- (6) 国際対応委員会においては、次の活動を進める。i)「福島担当参与」に協力し、福島原子力災害に関する情報を取りまとめた上で、IRPA 国際会議（2012 年 5 月、英国グラスゴー）等の場にて情報発信を行う。ii)国際基準の改訂をはじめとする国際動向の把握とこれらの国内法令への反映等にあたっての意見具申等を行う。iii)アジアからの情報発信を重視しつつ IRPA の活動に参画する。iv) これまでに培ってきた韓国および中国との交流の枠組みを活用しつつ、連携のネットワークのアジア地域各国への展開を目指す。
- (7) 放射線防護標準委員会においては、前年度に引き続き、「放射性廃棄物の管理」「職業人の公衆の安全確保」「一般環境の安全・安心」「線源」等に関する安全規準・ガイドラインの検討作業を進め、これらを制定していく。これら標準の整備にあたっては、既制定の上位標準である「重要な概念」や「現存する被ばく状況に関する防護の安全規準」及びそのガイドライン類との関係など、標準全体としての体系的な枠組み構成にも留意しながら作業を進める。また、「重要な概念」の解説書の改訂作業を完了させるほか、今後の活動で制定された標準も含め、各標準の理解を助ける為の現場事例などを解説書の形で整備していく。
- (8) 大学等教員協議会においては、大学等教員の交流を推進し、研究活動の活性化を図るとともに、次代を担う人材の育成に貢献することを目指す。このため、放射線防護関連の研究室の研究内容、教員構成、求人、大学院入試などの情報を共有し、相互に連携する態勢を構築することによって、研究環境の整備に資する。これらを通じ、大学等教員協議会として本学会の学問領域の魅力をアピールし、意欲を持った学生・大学院生が多く集まり、充実した研究を実施できるよう支援する。具体的には「保健物理分野の 2010 年度卒業論文・修士論文・博士論文一覧」の学会誌掲載、ホームページの運営等を行う。さらに、学生研究優秀賞の第一次選考を行って学会賞選考委員会に推薦する。
- (9) 学友会においては、学生発表会（12 月頃、東京大学）の開催の他、科学技術カフェへの出展を検討する。また、シンポジウムや勉強会等で学生の意見を積極的に発信するとともに、メンバーの拡大に努める。
- (10) 日本学術会議をはじめとする国内関連学会・機関との連携及び協力を推進する。

日本原子力学会保健物理環境科学部会とは、福島第一原子力発電所対応の企画シンポジウムなどの計画段階において、重複企画がないよう連携して調整する。日本放射線安全管理学会については、研究発表会や企画行事での相互参加が定着してきたことを踏まえ、さらなる連携・協力を進める。日本放射線科学研究連合（JARR）については、会計幹事として協力を続ける。

(11) 幅広い分野からの新規会員（特に学生会員）の入会を促進し、学会活動の活性化を図る。

(12) 平成 23 年度の予算は、法人化に係わる費用として 44 万円を法人化準備積立金から取崩して収入としている。支出については、前年度の学友会への AOCR-3 補助金 100 万円、および選挙経費の 38 万円などが減少している。

なお、平成 23 年度の理事、監事及び参与の氏名（所属）は以下のとおりである。

会長、標準化委員長	小佐古敏荘（東京大学）
副会長、特任(他学会連携)、国際対応	服部 隆利（電力中央研究所）
総務担当	猪俣 一朗（東京電力）
総務副担当	宮川 俊晴（日本原燃）
会計担当	菅井 研自（東京電力）
会計副担当	林 克己（日立製作所）
企画委員長	百瀬 琢磨（原子力機構）
企画副委員長、学友会	伴 信彦（東京医療保健大学）
広報担当	谷口 和史（日本原子力発電）
編集委員長	山口 恭弘（原子力機構）
編集副委員長、大学等教員協議会	細野 眞（近畿大学）
国際対応委員長、AOARP 幹事	酒井 一夫（放医研）
監事	村山 一穂（東芝）
監事	二ツ川章二（アイソトープ協会）
参与（H23 大会長）	石田順一郎（原子力機構）
参与（福島事故対応）	杉浦 紳之（近畿大学）
参与（若手研、学友会）	河野 恭彦（原子力機構）
参与（若手研、学友会）	藤原 慶子（京都大学）

第5号議案

日本保健物理学会 平成23年度収支予算案

(平成23年4月1日 ~ 平成24年3月31日)

【収入の部】

(単位：円)

勘定科目	平成22年度予算	平成23年度予算	摘要
会費収入	11,272,000	11,272,000	
正会員会費	5,572,000	5,572,000	7000×796名
学生会員会費	40,000	40,000	5000×8名
賛助会員会費	5,100,000	5,100,000	50000×102口
団体会員会費	480,000	480,000	10000×48口
特別会員(購読料)	80,000	80,000	
事業収入	2,840,000	2,840,000	
行事収入	1,240,000	1,240,000	
研究発表会収入	1,000,000	1,000,000	
企画行事収入	240,000	240,000	
資料等頒布収入	400,000	400,000	バックNo等、別刷、印税
広告収入	1,200,000	1,200,000	
利子収入	1,000	1,000	
基金利子	1,000	1,000	
雑収入	0	0	
保健物理研究助成金取崩金	2,640,000	0	
法人化準備積立金取崩金	0	440,000	
小計	16,754,000	14,554,000	
前年度繰越金	2,949,143	3,828,197	
合計	19,703,143	18,382,197	

【支出の部】

勘定科目	平成22年度予算	平成23年度予算	摘要
事業費	10,813,000	10,933,000	
刊行費	7,950,000	7,800,000	
学会誌	7,950,000	7,600,000	
その他	0	200,000	J-STAGE登録料
行事費	2,432,000	2,432,000	
研究発表会費	1,000,000	1,000,000	
企画行事費	432,000	432,000	
専門研究会費	1,000,000	1,000,000	
IRPA費	270,000	540,000	前年度含む2年分
JARR費	50,000	50,000	
分担金	110,000	110,000	保物セミナー、原子力総合ソリューション
基金利子積立金	1,000	1,000	
事務費	8,890,143	7,449,197	
事務委託費	2,300,000	2,555,000	会員・会計・庶務業務
AOARP活動費	210,000	263,000	
インターネット管理費	50,000	50,000	
理事会費	1,610,320	1,309,000	
委員会費	3,301,810	2,563,000	旅費・会議費
企画	446,200	633,000	
編集	666,390	537,000	
国際対応	168,780	65,000	
放射線防護標準化	654,750	675,000	
学会賞選考	84,390	67,000	
若手研究会	194,000	480,000	
学友会	87,300	106,000	
学友会AOGRP-3補助	1,000,000	0	
事務経費	826,000	500,000	
選挙経費	380,800	0	H23年度は選挙なし
予備費	211,213	209,197	
雑損失	0	0	
小計	19,703,143	18,382,197	
次年度繰越金	0	0	
合計	19,703,143	18,382,197	

第6号議案（参考）

一般社団法人への移行とその定款案について

平成 23 年 6 月 16 日
日本保健物理学会理事会

6 月 16 日開催の第 51 回総会におい、第 6 号議案「日本保健物理学会の一般社団法人への移行について」のご審議をお願いいたします。

当学会は、昭和 36 年（1961 年）に米国 Health Physics Society の日本支部結成準備委員会からスタートして今日に至っておりますが、1973 年から会名変更と合わせて、活動範囲の拡大、法人化の検討が進められてきました（「学会の法人化について」（日本保健物理学会法人制度検討WG報告書 2009 年 3 月）、参照）。

第 50 回総会（2010 年 5 月 24 日）では、「次回総会で非営利型一般社団法人への移行審議を可能とするための準備作業を行うこと」について承認され、理事会より「一般社団法人 日本放射線防護学会定款案」（2010 年 9 月 22 日）を提示させていただきました。提示しました定款案について、4 回の「学会の法人化に向けての取り組み説明会」、学会HP「法人化 Web ページ」での会員意見の募集、葉書「学会名称アンケート」による会員意見の募集を実施してまいりました（以下、平成 22 年度の活動を参照）。

いただいたご意見のほとんどが、学会名称に関するものであり、これらのご意見を踏まえ、法人化を優先して学会名称については従来名称を継承することとし、第 6 号議案において提示させていただく新法人の定款案は「一般社団法人 日本保健物理学会定款案」として提案させていただきます（「一般社団法人への移行にあたっての学会名称について」（平成 23 年 6 月 6 日）参照）。

以下の提案についての御審議をお願いいたします。

平成 22 年度の活動について

平成 22 年度においては前年度に引き続き法人化WGを 6 回開催、非営利型一般社団法人への移行に向け定款案等の検討を実施し理事会に報告した。この法人化WGでの検討を踏まえ、第 3 回理事会（平成 22 年 9 月 22 日）で定款案をまとめホームページに掲載すると共に、「学会の法人化に向けての取り組み説明会」を 4 回実施した。これらの配布資料、議事録については学会ホームページに「法人化関連資料」として掲示した。

平成 22 年 9 月 25 日：東京大学工学部 11 号館講堂

平成 22 年 10 月 26 日：大阪科学技術センター中小ホール

平成 23 年 1 月 29 日：名古屋第二赤十字病院研修ホール

平成 23 年 2 月 15 日：東京工学部 11 号館講堂

（平成 23 年 3 月 26 日にも企画したが、東日本大震災の影響により中止となった。）

また、学会ホームページに「法人化 Web ページ」を開設し、法人化に関する会員意見を聴取し、理事会として回答を学会ホームページに掲載した。

更に意見の多かった学会名称については、「学会名称アンケート」を行い、会員の意見を集約した。

「一般社団法人 日本放射線防護学会」が良い	・・・	160 名 (50%)
「一般社団法人 日本保健物理学会」が良い	・・・	154 名 (48%)
その他（「日本放射線学会」、「日本放射能学会」）	・・・	6 名 (2%)

以上の結果を踏まえ、第 5 回理事会（平成 23 年 3 月 26 日）において、学会名称については「一般社団法人 日本保健物理学会」として第 51 回総会に提案することを、平成 23 年度理事会に引き継ぐこととした。

第6号議案

日本保健物理学会の一般社団法人への移行について

一般社団法人への移行について、以下の事項を承認する。

(当会の定款第27条による)

- 1 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の規定に則り、また、税制上の非営利型法人の要件を満たす一般社団法人日本保健物理学会（以下、新法人という）を設立する。
- 2 別添の一般社団法人日本保健物理学会定款を承認する。
なお、登記にあたり若干の修文等については理事会に一任する。
- 3 新法人の設立時社員を、本年度の理事・監事全員とする。
- 4 新法人の役員を、本年度の理事・監事全員とする。
- 5 本総会において本議案が可決された場合に、速やかに新法人を設立し、新法人の設立時に当会は解散する。
- 6 本総会において本議案が可決された場合に、新法人の設立時で当会の会員は、入会の手続きを経ずに新法人の会員となる。
- 7 本総会において本議案が可決された場合に、新法人の設立時に、当会の全事業及び全財産等の一切の権利・義務を新法人へ譲渡する。

以上

一般社団法人日本保健物理学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本保健物理学会と称し、英文表記は (Japan Health Physics Society) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保健物理に関する学術及び技術の開発を促進し、その成果を社会、並びに実務に反映させることによって、広く人類の繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健物理に関する調査及び研究
- (2) 保健物理に関する広報活動
- (3) 保健物理に関する意見の表明
- (4) 保健物理に関する学会・セミナー・シンポジウム・会議・会合・講演会・研修会・討論会の企画・運営又は開催
- (5) 保健物理に関する会誌、研究・技術報告及び資料、標準その他の出版物の刊行
- (6) 会員相互の情報及び研究の交流
- (7) 国内外の関係学会との連携
- (8) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的を遂行し得るに足る知識と能力を有し、かつこの法人会員として適切であると認められる者で、保健物理および関連分野の研究、技術に関与する者とする個人
- (2) 正学生会員 大学及び大学院学生ならびにこれに準ずる学校に在籍する学生（社会人であって大学院に在籍する学生は除く）で保健物理に関心を持つ個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) その他、総会において定める一般社団法人日本保健物理学会会員規則（以下、会員規則）に定める会員

2 前項の会員のうち、正会員及び正学生会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般社団・財団法人法という)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員、正学生会員、賛助会員、その他の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める会員規則による。

(入会金及び会費)

第7条 正会員、正学生会員、賛助会員及びその他の会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会員規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 1年間分以上会費等を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 社員の同意があったとき

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、第18条第3項に定める社員総会の決議によって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、会長は、速やかにその結果を本人に通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員、正学生会員のそれぞれ1名につき1個とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- (1) 請求の後遅滞なく招集の手続が行われないうとき。
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられないとき。

(招集)

第15条 社員総会は、理事会の決議によって、会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 17 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した社員は出席とみなす。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、社員の半数以上であって、社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定める事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によって、もしくは他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条(第 17 条及び第 18 条)の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 第 1 項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

4 第 1 項の電磁的方法に関して必要な事項は、理事会の議決により会長が定める。

(決議の省略)

第 20 条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が社員の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、次に挙げる事項について書面又は電磁的記録により議事録を作成しなければならない。

- 一 開催日時及び場所
 - 二 開催日現在の社員数及び出席者数（書面評決者及び評決委任者数を含む）
 - 三 議長及び議事録作成者、署名人の選任に関する事項
 - 四 審議事項及び議決事項
 - 五 議事の概要及び議決結果
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名捺印しなければならない。

第 5 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

（種類及び定数）

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12 名以上 14 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち、1 名を代表理事とし、3 名を、一般社団・財団法人法第 91 条第 2 項第 2 号に規定する執行理事とすることができる。

（選任等）

第 24 条 理事及び監事は、総社員によって選出し、社員総会の決議によって各々選任する。総社員による選出方法は、理事会において定める学会規程による。

2 代表理事は、理事会において選定する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により選出された代表理事候補者を選定する方法によることができる。

3 執行理事は、理事会において互選によって選定する。

4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接に関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

2 代表理事を会長とする。会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事会は、その決議によって、前条第 3 項で選定された執行理事の中から副会長及び常務理事を選定することができる。ただし、副会長は 1 名、常務理事は 2 名とする。

4 執行理事の権限は、理事会において定める学会規程による。

5 会長及び前項の執行理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況の監査をすること、並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを社員総会及び理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 一般社団・財団法人法第 63 条第 2 項の規定により補欠としてあらかじめ選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第 23 条第 1 項で定めた役員の員数を欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第 28 条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第 18 条第 3 項に定める社員総会の決議によらなければならない。

(報酬等)

第 29 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給しない。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第44条に定める学会規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(名誉会長及び相談役)

第32条 この法人は、名誉会長及び相談役若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び相談役は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び相談役の職務)

第33条 名誉会長及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 会長は、必要に応じて指名する者を理事会に出席させることができる。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更

(4) 前各号に定めるものの他、この法人の業務執行の決定

(5) 理事の職務の執行の監督

(6) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

代表理事の解職の場合は、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を尊重することができる。

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができ

ない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第 31 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の解除の締結
(種類及び開催)

第 36 条 理事会は、通常理事会又は臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 26 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号の規定による場合は理事が、前条第 3 項第 4 号の規定による場合は監事が、理事会を招集する。

3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 39 条 理事会については、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 40 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものの他、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできな

い。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会運営)

第 44 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款の定めるものの他、理事会において定める学会規程による。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 45 条 この法人は、正会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第 46 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において定める学会規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 47 条 この法人は、第 58 条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第 48 条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって、一般社団・財団法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第 2 項の基金の返還の手続については、理事会において定める学会規程によるものとする。

(代替基金の積立)

第 49 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下、計算書類等という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 この法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

3 決算上剰余金を生じたときは、これを社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

第53条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、第18条第3項に定める社員総会の決議によらなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第54条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、第18条第3項に定める社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第56条 この法人は、第18条第3項に定める社員総会の決議によって他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第57条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、第18条第3項に定める社員総会の決議によっ

て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第 58 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 59 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員長及び委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会において定める学会規定による。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 60 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会において定める学会規定によって行なう。

(備付け帳簿及び書類)

第 61 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 62 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 62 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財

務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において定める学会規程による。

(個人情報の保護)

第 63 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において定める学会規程による。

(公告の方法)

第 64 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 12 章 補則

(委任)

第 65 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第 13 章 附則

第 66 条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 住所 ○県○市○町○丁目○番○号

氏名 ○○○○

設立時社員 住所 ○県○市○町○丁目○番○号

氏名 ○○○○

(平成 23 年度の現理事及び監事全員が設立時社員となる)

第 67 条 この法人の設立時の役員は、第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事 ○○○○

監事 ○○○○

(平成 23 年度の現理事及び監事全員が設立時役員となる)

第 68 条 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成○○年 3 月 31 日までとする。

第 69 条 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 51 条の規定にかかわらず、設立時社員が定めるところによる。

第 70 条 従来の日本保健物理学会に属した一切の権利・義務は、所要の手続きを経てこの法人が継承する。

第 71 条 この法人の設立日において従来の日本保健物理学会の会員であった者は、第 6、7 条の定めにかかわらず、入会手続きを経ずにこの法人の会員となることができるものとし、入会に際して入会金の納入を要しないものとする。

第 72 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本保健物理学会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

設立時社員 住所

氏名 印

設立時社員 住所

氏名 印

(平成 23 年度の現理事及び監事全員が設立時社員となる)

〒104-0004 東京都港区新橋 4-29-6 寺田ビル 7F

株式会社国際広報企画内 日本保健物理学会事務局

TEL : 03-6450-1890 FAX : 03-6450-1891

e-mail : jhps@iips.co.jp